

立川市都市計画 マスタープラン

2025 ▶ 2034

概要版

令和 8 (2026) 年

立川市



第1章 はじめに

第1節 計画体系上の位置づけ

「立川市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」と言う）」は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村の基本構想並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するものです。

第2節 改定の背景と考え方

改定の背景

- 平成13（2001）年3月に策定し、平成23（2011）年の中間見直し、平成29（2017）年の改定を経て、目標年次である令和6（2024）年度を迎えたことから改定
- 前回の改定以降、少子化、高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、まちづくりを取り巻く社会や周辺環境は大きく変化
- 令和3（2021）年に「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、令和7（2025）年に「立川市第5次長期総合計画」が改定

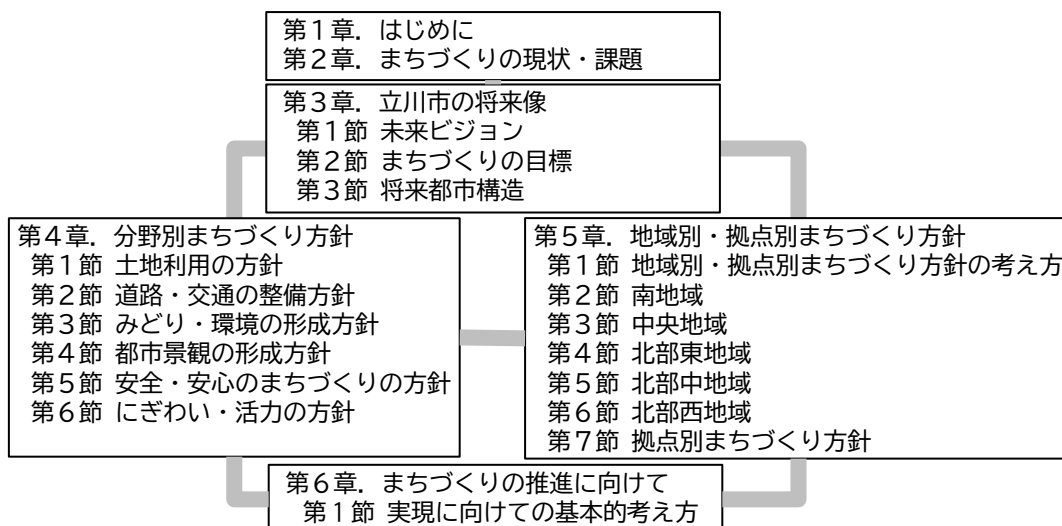
改定の考え方

本市の魅力を引き継ぎ・発展させることにより新たな価値を生み出す	前回改定以降の社会の変化に対応した計画として見直す	多様な主体と連携したまちづくりのしくみをつくる
第5次長期総合計画の未来ビジョンと同様に、本市の魅力を引き継ぎ、さらに発展させていくことで新たな価値を生み出すことを目指します。	これまでのまちづくりにおいて残された課題に対し引き続き対応を継続しつつ、前回改定以降における社会の変化を踏まえた計画として改定します。	持続的な発展を可能とするため、官民連携手法を活用・構築するなど、マネジメントの視点からまちづくりを進めるための改定を行います。

目標年次

本計画の目標年次をおおむね20年後とし、2040年代の目指すべき将来都市構造を示します。

第3節 立川市都市計画マスタープランの構成



第2章 まちづくりの現状・課題

第2章では、本市のまちづくりに関する現況や特性、これまでの取組と課題、社会や周辺環境の変化、国や都の動向について整理し、「今後のまちづくりの視点」という5つの視点で今後のまちづくりにおける主要課題を示します。

1節 立川市の現況・特性

1. まちの形成の歴史
2. 人口
3. 産業

2節 これまでの取組と課題

1. 土地利用
2. 道路・交通
3. みどり・環境
4. 都市景観
5. 安全・安心

3節 社会や周辺環境の変化

1. 人口構造の変化
2. 持続可能な開発目標（SDGs）
3. カーボンニュートラル宣言
4. 気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化
5. 持続可能な都市施設・公共施設の構築
6. 技術革新・デジタル化の進展
7. 新型コロナウイルスによる影響
8. 立川市の周辺における環境変化

4節 国や都の動向

1. 国の動向
 - (1) コンパクト+ネットワークの形成
 - (2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
 - (3) 国土強靱化の取組
 - (4) カーボンニュートラルの実現
 - (5) 官民連携手法の利用促進
2. 東京都の動向
 - (1) 東京の都市構造
 - (2) 強靱化の取組

5節 今後のまちづくりの視点

改定の考え方や第1節から第4節を踏まえ、次のとおり5つの視点で今後のまちづくりの主要課題を整理します。

視点1 多摩地域の中心都市としての視点

視点2 少子・超高齢社会に対応した地域の都市構造の視点

視点3 安全・安心で暮らしやすい生活環境の視点

視点4 脱炭素社会の実現に向けた視点

視点5 持続可能な都市運営を進める視点

第3章 立川市の将来像

第1節 未来ビジョン

本市の最上位計画である「立川市第5次長期総合計画（令和7（2025）年4月）」では、本市が目指す10年後のまちの姿である「未来ビジョン」を『魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～』と示しました。

本計画は、中長期的な視点から目指すべき将来の都市像を示すとともに、この「未来ビジョン」をまちづくりの分野から実現する計画でもあることから、本計画においても「未来ビジョン」を立川市の将来像とします。

この実現に向けた「まちづくりの目標」を次節において定めるとともに、この目標を踏まえた方針等を4章以降において示します。

第2節 まちづくりの目標

未来ビジョンの実現に向けて、次の5つのまちづくりの目標を掲げます。

① 多摩地域の中心都市としてにぎわい続けるまちづくり

- 都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうるおいのあるまちづくりを進めます。
- 人や企業がつどう都市特性を生かし、商工業や都市農業の振興を推進し、立川のさらなる活力や新たな価値の創造につなげます。

② 誰もが出かけやすく、出かけたくなるまちづくり

- 拠点の形成と道路交通ネットワークの維持・拡充により、暮らしやすい持続可能な都市を形成し、誰もが出かけやすく、出かけたくなるまちづくりを進めます。
- 多様な移動手段が確保され、活動を支える都市施設の整備を進めるとともに地域の活力を生かしたまちづくりを進めます。

③ 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

- 都市の強靱化を進め安全に安心して生活することができるまちづくりを進めます。
- 多様化するライフスタイルに対応した、誰もが暮らしやすい住環境の形成を進めます。

④ 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

- 良好な地球環境を次世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素のまちづくりを進めます。

⑤ 多様な主体による持続可能なまちづくり

- まちづくりに関わる多様な主体の取組支援や、協働による持続可能なまちづくりのしくみづくりを進めます。

第3節 将来都市構造

1. 都市構造の基本的考え方

- 概ね20年後となる2040年代の実現を目標として、各拠点の形成と拠点間の道路・交通ネットワークの維持・強化による集約型の地域構造への再編
- 広域的なレベルでは、東京都区部とJR立川駅を結ぶ交通ネットワークの維持・強化や市内外を結ぶ幹線道路の整備推進、立川駅周辺の拠点性向上による多摩地域での中心性強化

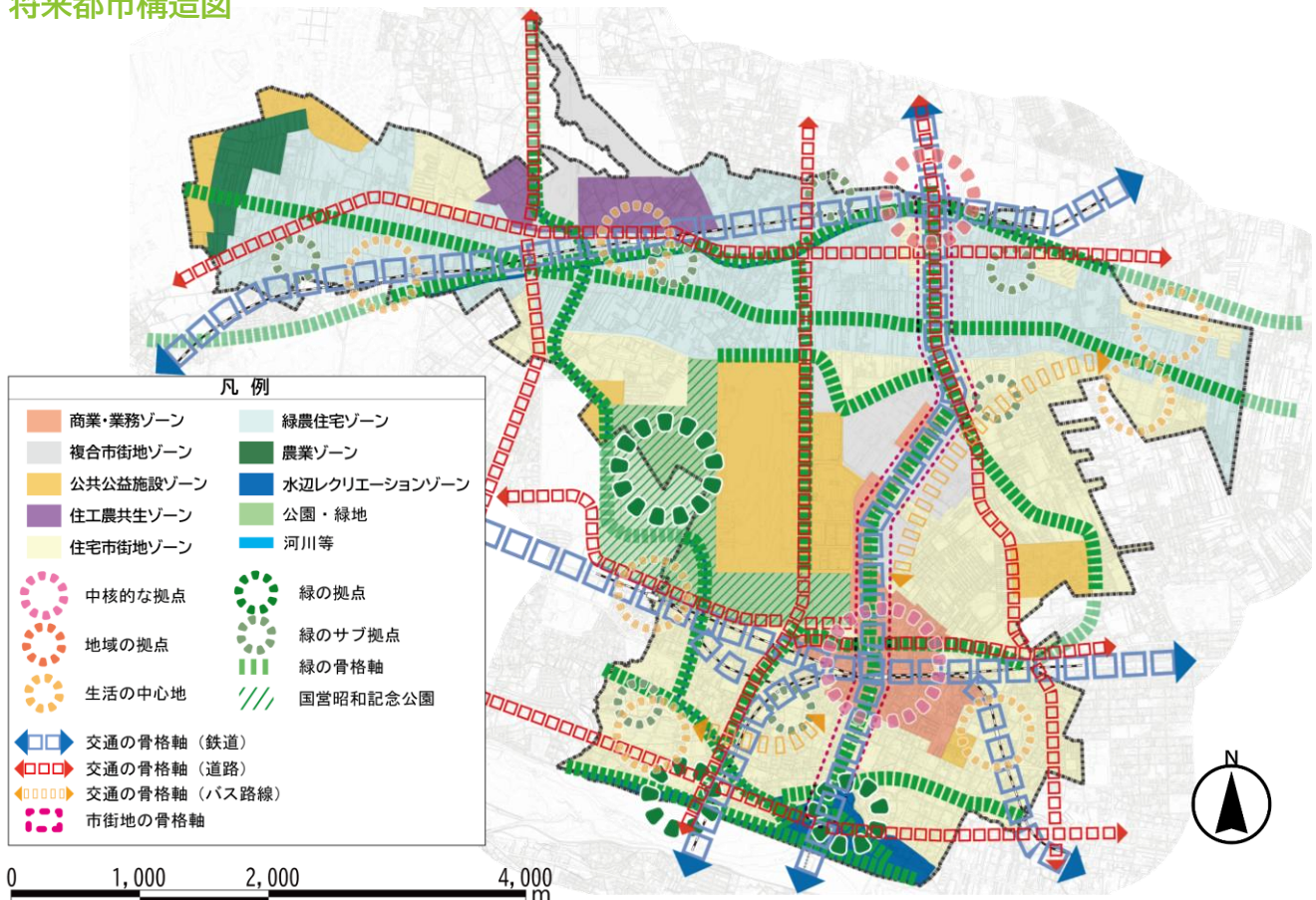
2. 将来都市構造

中核的な拠点	立川駅周辺地域	緑の拠点	国営昭和記念公園 立川公園、多摩川緑地
地域の拠点	玉川上水駅周辺地域	緑のサブ拠点	富士見公園周辺 砂川公園、川越道緑地等
生活の中心地	西立川駅、西国立駅、武蔵砂川駅、西武立川駅を中心としたエリア 若葉町団地およびけやき台団地の周辺、富士見町団地の周辺	緑の骨格軸	玉川上水、残堀川、多摩川周辺、立川崖線、栄緑地、五日市街道
市街地の骨格軸	都市計画道路立3・3・27号線、立8・1・1号線、立3・2・31号線、立3・3・30号線	緑の軸線	都市計画道路立3・3・27号線、立8・1・1号線、立3・2・31号線、立3・3・30号線
交通の骨格軸	周辺都市とのネットワークを形成し、本市の骨格軸となる鉄道・路線バス・道路網		

土地利用ゾーニング

商業・業務ゾーン、複合市街地ゾーン、公共公益施設ゾーン、住工農共生ゾーン、住宅市街地ゾーン、緑農住宅ゾーン、農業ゾーン、水辺レクリエーションゾーンの8つを位置づけます。

将来都市構造図



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

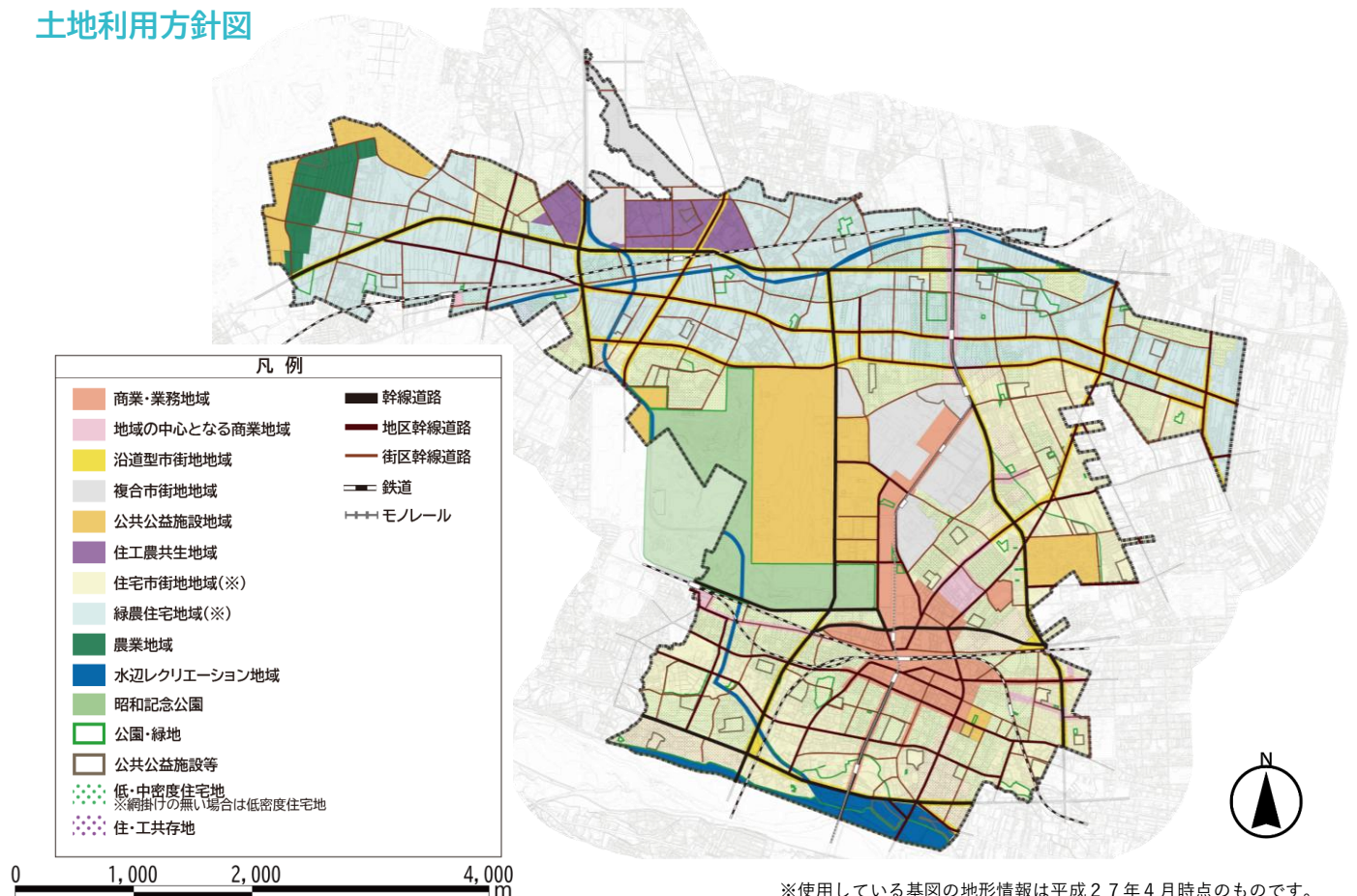
第4章 分野別まちづくり方針

第1節 土地利用の方針

整備方針（概要）

- ①**商業・業務地域**：商業・業務機能の集積の強化・充実と文化・交流機能など多様な都市機能の高度な集積 など
- ②**地域の中心となる商業地域**：日常生活に関わる商業機能の集積、地域の暮らしを支える商業地として整備 など
- ③**沿道型市街地地域**：低層部は商業・業務機能の立地を図り、中層部は住宅供給を促すことにより沿道型市街地を形成
- ④**複合市街地地域**：「村山工場跡地地区」は「まちづくり方針」に基づく土地利用誘導等、「高松町北側地区」と「立川基地跡地東側地区」は土地利用の方向性検討
- ⑤**公共公益施設地域**：ゆとりと落ち着きのある市街地環境の形成、広域防災拠点機能の維持・向上 など
- ⑥**住工農共生地域**：操業環境の維持・向上、計画的な土地利用転換の誘導、都市農地の保全
- ⑦**住宅市街地地域**：良好な住環境の形成・保全、個別更新による市街地環境の改善、計画的な住環境の更新
- ⑧**緑農住宅地域**：良好な住環境の保全・形成、西武拝島線沿線まちづくりの推進、都市農地の保全と良好な環境形成
- ⑨**農業地域**：農業地域として都市農業の多様な機能を発揮させるため適切に保全
- ⑩**水辺レクリエーション地域**：貴重な水辺を市民のレクリエーション資源等としてまちづくりへの活用
- ⑪**公共施設の土地利用**：跡地の活用、施設の立地検討

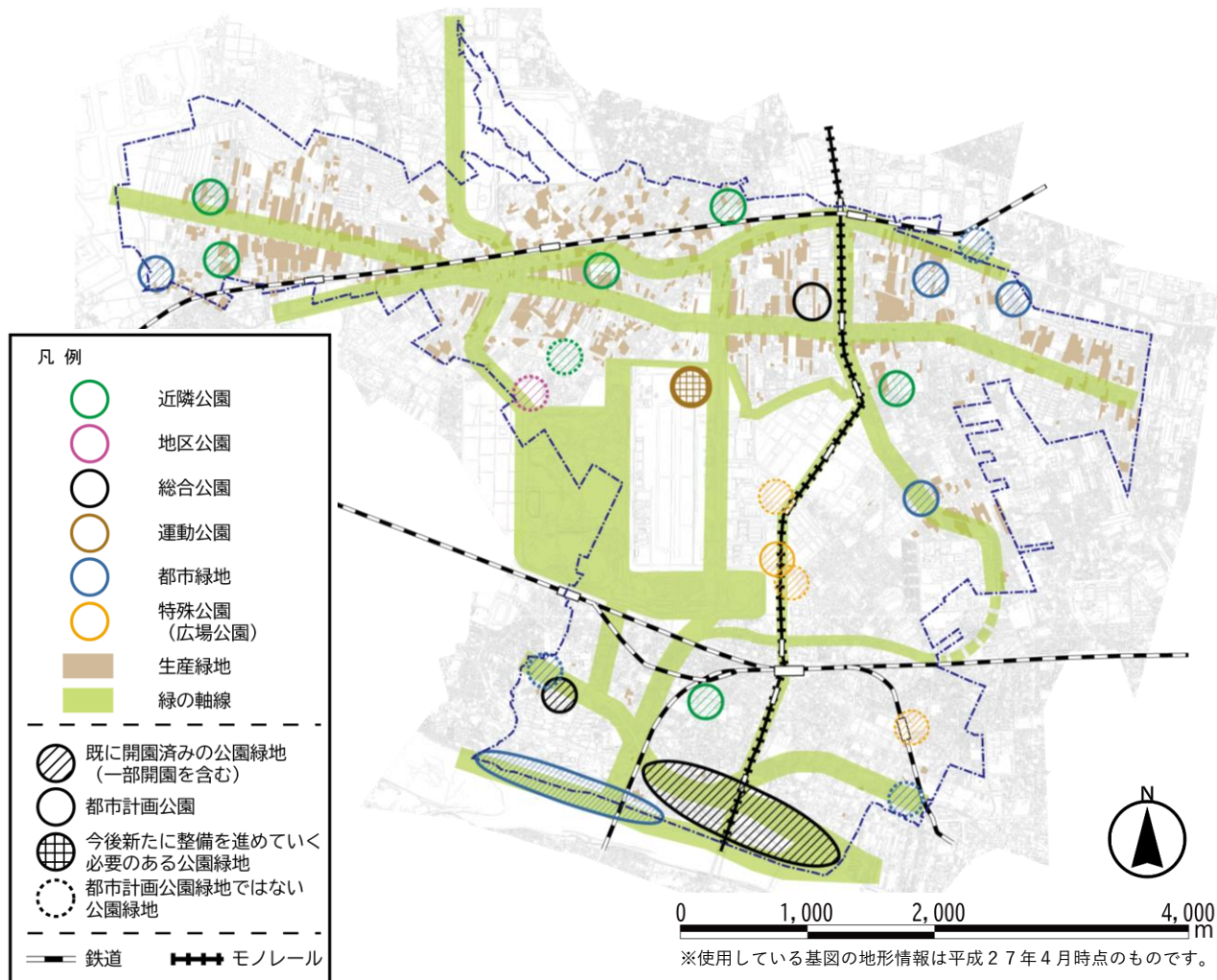
土地利用方針図



④省エネルギー化の推進：省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の普及促進、公共施設や大規模開発事業等における省エネルギー性能の向上 など

⑤環境負荷の少ない都市の形成：鉄道立体化等による交通渋滞の解消、公共交通や自転車利用の促進、緑の保全・創出等

緑の配置方針図



第4節 都市景観の形成方針

整備方針（概要）

①総合的な景観行政の推進：立川市景観計画に基づく総合的な景観行政推進、立川崖線や玉川上水など近隣都市とまたがる景観を広域的に連携して保全 など

②地域の特性を生かした良好な景観の形成：景観法等に基づく規制誘導、景観地区制度や地区計画制度等による地区独自の景観形成等

③地域の景観資源等の活用：保存樹木や樹林指定等の制度活用、景観重要建造物・景観重要樹木の指定、文化財制度等の活用による民有地内の歴史資源や貴重な緑の保全

④市民・事業者・行政の協働による景観の形成：景観アドバイザー制度や市民講座の開催等による景観教育の推進・意識啓発 など

第5節 安全・安心のまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくり方針

整備方針（概要）

- ①適切な福祉機能の配置：子どもから高齢者まで幅広い市民に配慮しながら将来都市構造を踏まえた適切な福祉機能の配置
- ②だれもが暮らしやすい市街地の形成：公共交通施設や道路・公園、建築物において誰もが安心して利用が出来るユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 など

2. 住宅・住環境の整備方針

整備方針（概要）

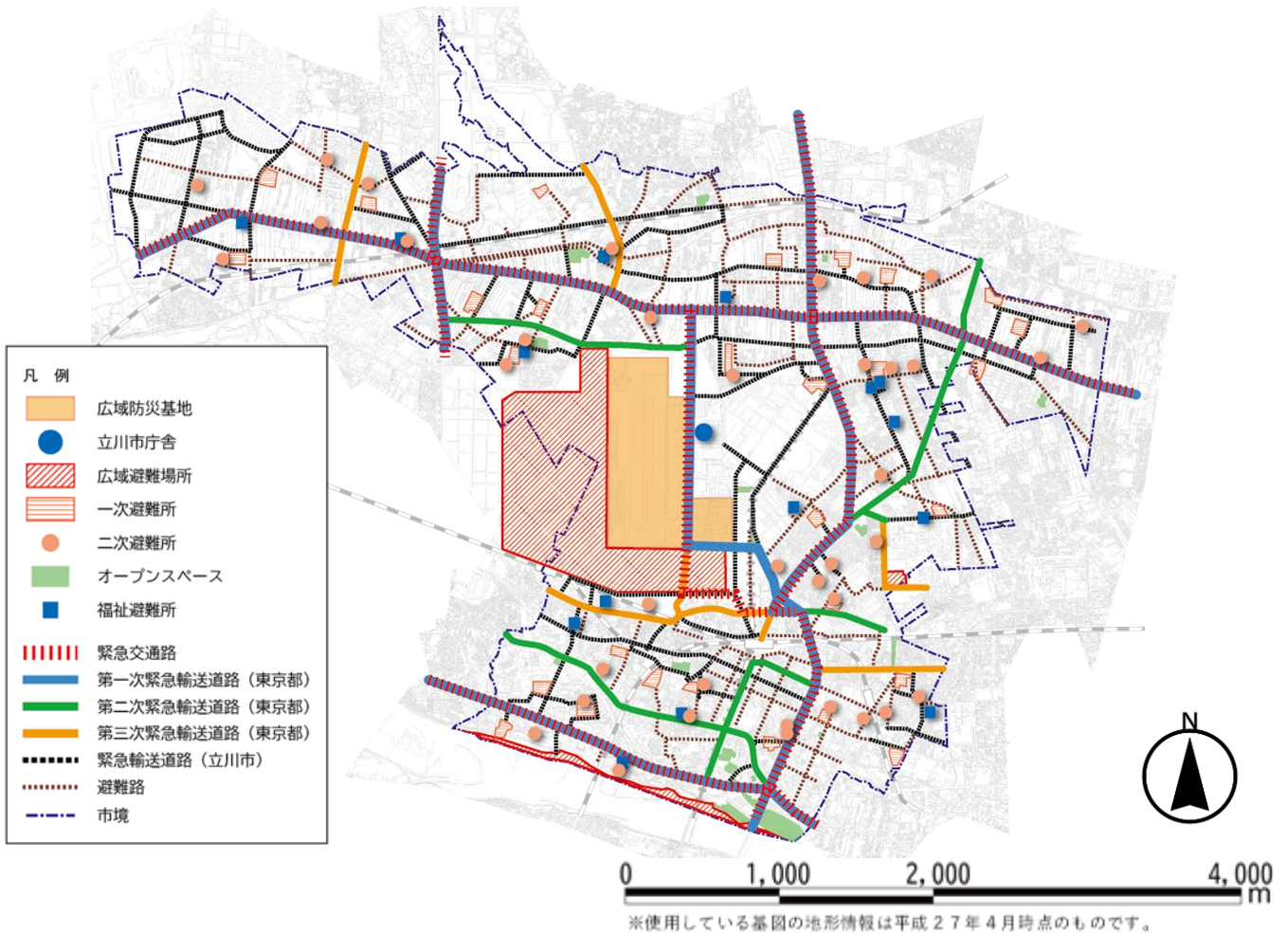
- ①良質な住宅ストックの形成：質の高い住宅の誘導、市営住宅の確保等、民間分譲マンション管理の適正化
- ②だれもが暮らしやすい住環境の形成：バリアフリーに配慮した住宅・住環境の誘導、高齢者・障害者・子育て世帯の居住の安定の確保、地域コミュニティ支援、子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり推進
- ③空き家の適正管理・利活用：立川市空家等対策計画に基づく空家等の発生抑制の啓発、適正管理、利活用促進
- ④地域特性に合わせた住環境の整備：良好な住環境の保全・整備、既存市街地の住環境の改善

3. 都市防災・防犯に関する方針

整備方針（概要）

- ①広域防災拠点と連携した基盤整備：立川広域防災基地と近隣市を結ぶ都市計画道路の整備促進、立川広域防災基地周辺の基盤整備推進と災害支援環境の強化
- ②災害に強い市街地の形成：延焼を遮断する機能の強化、市街地の整備、都市の耐震化の推進、水害に強いまちづくり
- ③避難場所・避難路の整備：避難場所の整備推進、避難路の整備
- ④復興事前準備の推進：事前復興に関する取組を検討し、将来都市構造を前提とした復興まちづくりや市街地整備手法を準備
- ⑤帰宅困難者対策の推進：駅や大規模集客施設での利用者保護や一時滞在施設の確保等、各機関と連携した取組推進 など
- ⑥防犯対策等の推進：地域等と連携したパトロールの実施や様々な啓発活動 など

避難路及び緊急輸送道路と避難場所



第6節 にぎわい・活力の方針

整備方針（概要）

- ①産業まちづくりによるにぎわいの創出：商業の活性化、エリアマネジメントの推進、農のあるにぎわいづくり、工業地域を活用した地域経済の活性化、観光資源によるにぎわいづくり、新たな産業によるにぎわい
- ②地域における活力の創出：日常生活を支える拠点の形成、快適な住宅地の実現、地域コミュニティの活性化、地域資源を活かしたまちづくり

写真 スタートアップ支援イメージ
Startup Hub Tokyo (TAMA)



出典：東京都産業労働局

写真 団地コミュニティの活性化



出典：UR 都市機構 HP UR ぐらしのカレッジ

第5章 地域別・拠点別まちづくり方針

第1節 地域別・拠点別まちづくり方針の考え方

- 地域別まちづくり方針では、前計画における地域・地区区分を引き継ぎ、市内を5つの地域と10地区に区分し、それぞれの地域・地区の目標や方針を示します。
- 駅を中心とした拠点のまちづくりに関する方針をわかりやすく示す観点から、地域別まちづくり方針に加えて、拠点別まちづくり方針を示します。

第2節 南地域

自然と歴史・文化を生かした活気のある住みやすいまち

富士見地区

まちづくりの目標

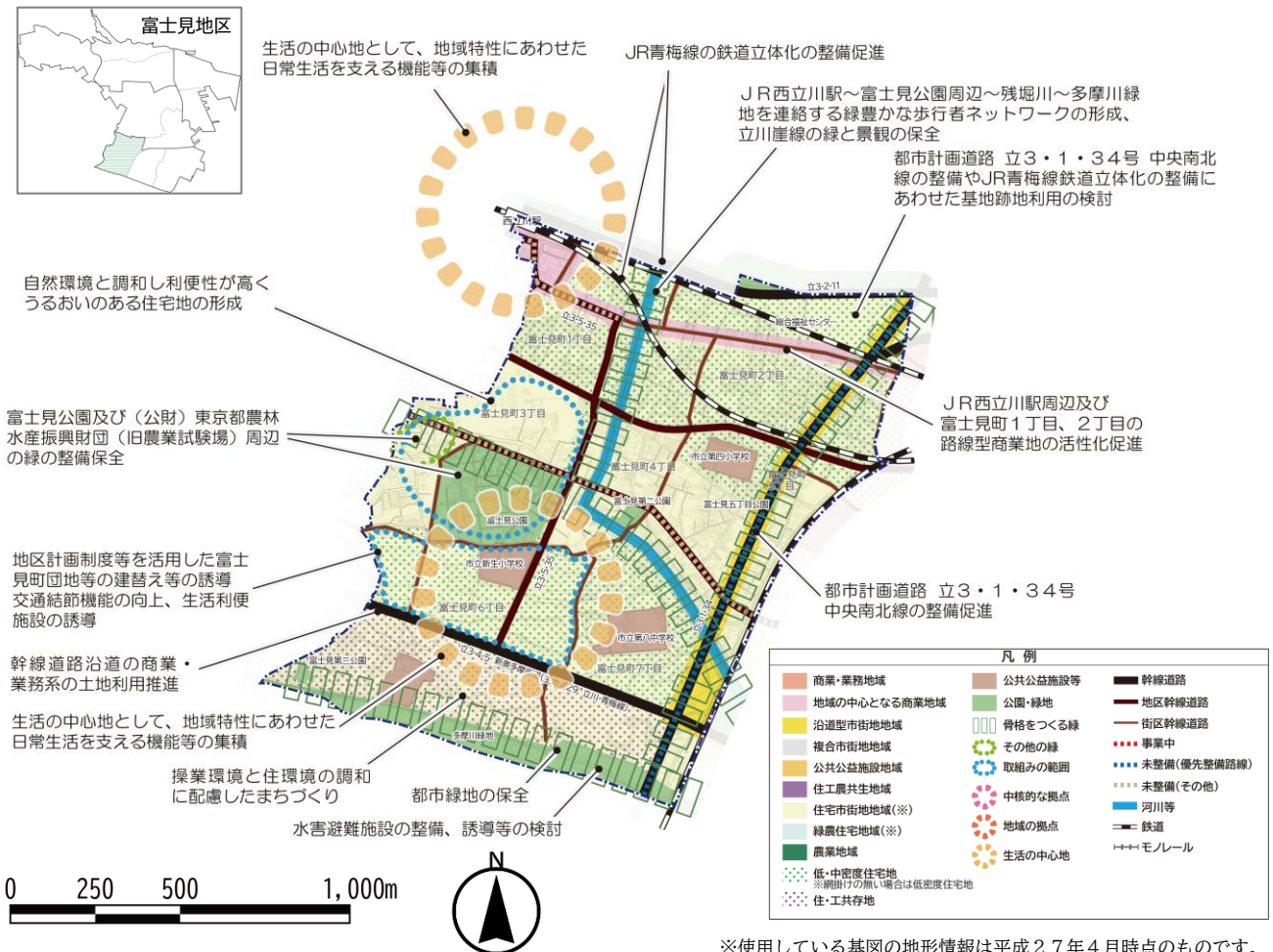
市街地環境の改善等により、計画的な市街地づくりを進めます。

生活の中心地であるJR西立川駅を中心としたエリアや富士見町団地周辺では、地域の特性に合わせ日常生活を支える機能等の集積を進めます。また、富士見公園周辺の豊かな自然環境と調和した住環境の整備を進め、うるおいのある住宅地の形成を図ります。

主要な取組

- ・ 幹線道路等の整備やJR青梅線の鉄道立体化の動向に応じたまちづくりの推進
- ・ JR青梅線の鉄道立体化の早期実現
- ・ 富士見町団地の建替え等に伴う地区計画の検討
- ・ 都市計画道路 立3・1・34号 中央南北線の整備促進
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 緑の拠点となる富士見公園の整備推進
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ 立川崖線等の緑地の保全

地区別構想図（富士見地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

錦・羽衣地区

まちづくりの目標

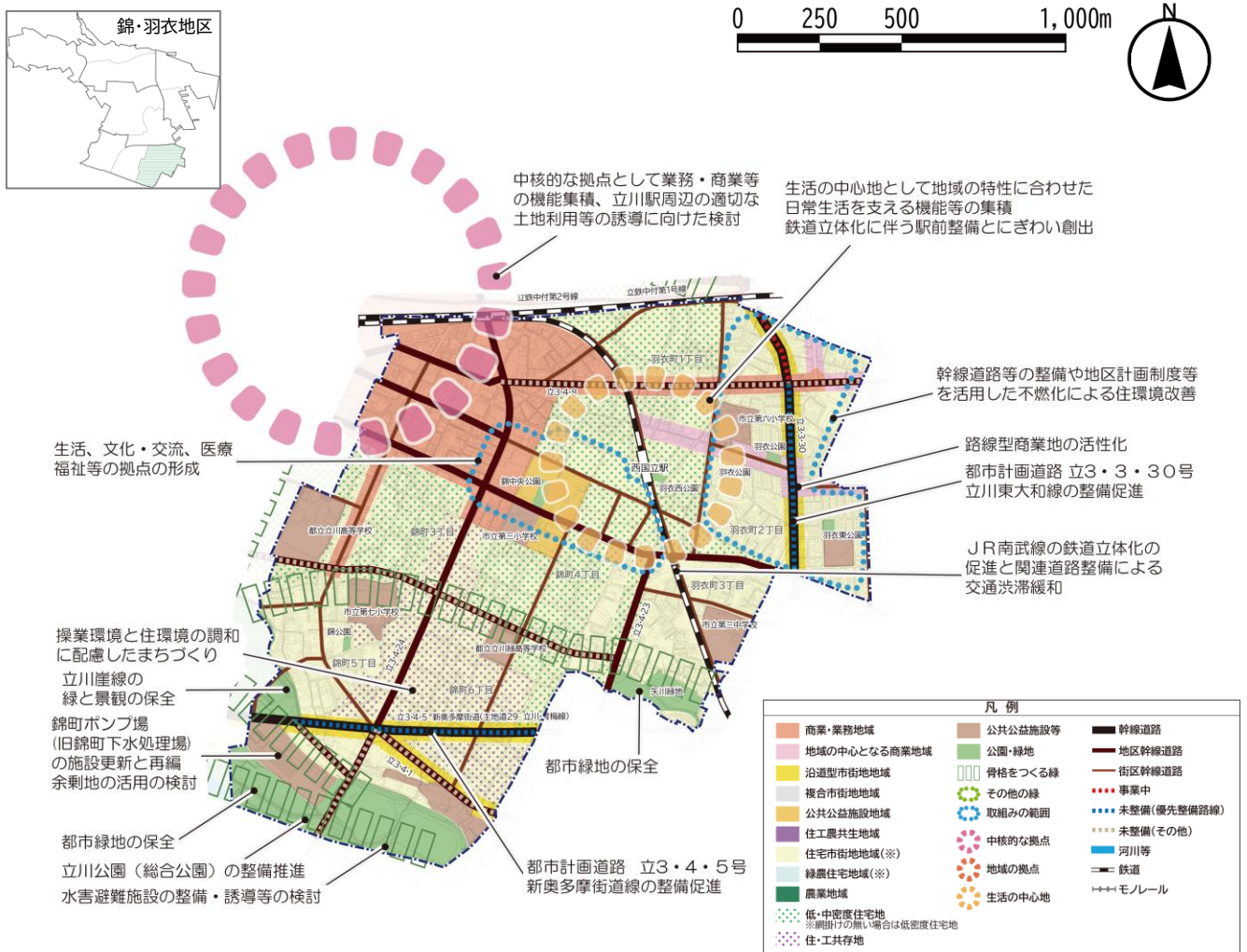
生活の中心地であるJR西国立駅を中心としたエリアでは、地域の特性に合わせ日常生活を支える機能等の集積を進めます。

既存の良好な市街地環境の保全・形成を図りつつ、西国立駅西地区では、生活、文化・交流、医療福祉等の拠点の形成を図り、新しい街並みづくりを進めます。

主要な取組

- ・ JR立川駅周辺における適切な土地利用等の誘導に向けた検討
- ・ 都市計画道路 立3・3・30号 立川東大和線の整備促進と早期事業化を要請
- ・ 都市計画道路 立3・4・5号 新奥多摩街道線の早期事業化を要請
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 道路無電柱化の推進
- ・ 立川崖線等の緑地の保全
- ・ 緑の拠点となる立川公園の整備推進
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ JR南武線連続立体交差化計画に合わせた西国立駅西地区のまちづくり
- ・ 立川公園陸上競技場の改修
- ・ エリアマネジメントの推進

地区別構想図（錦・羽衣地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

曙・高松地区

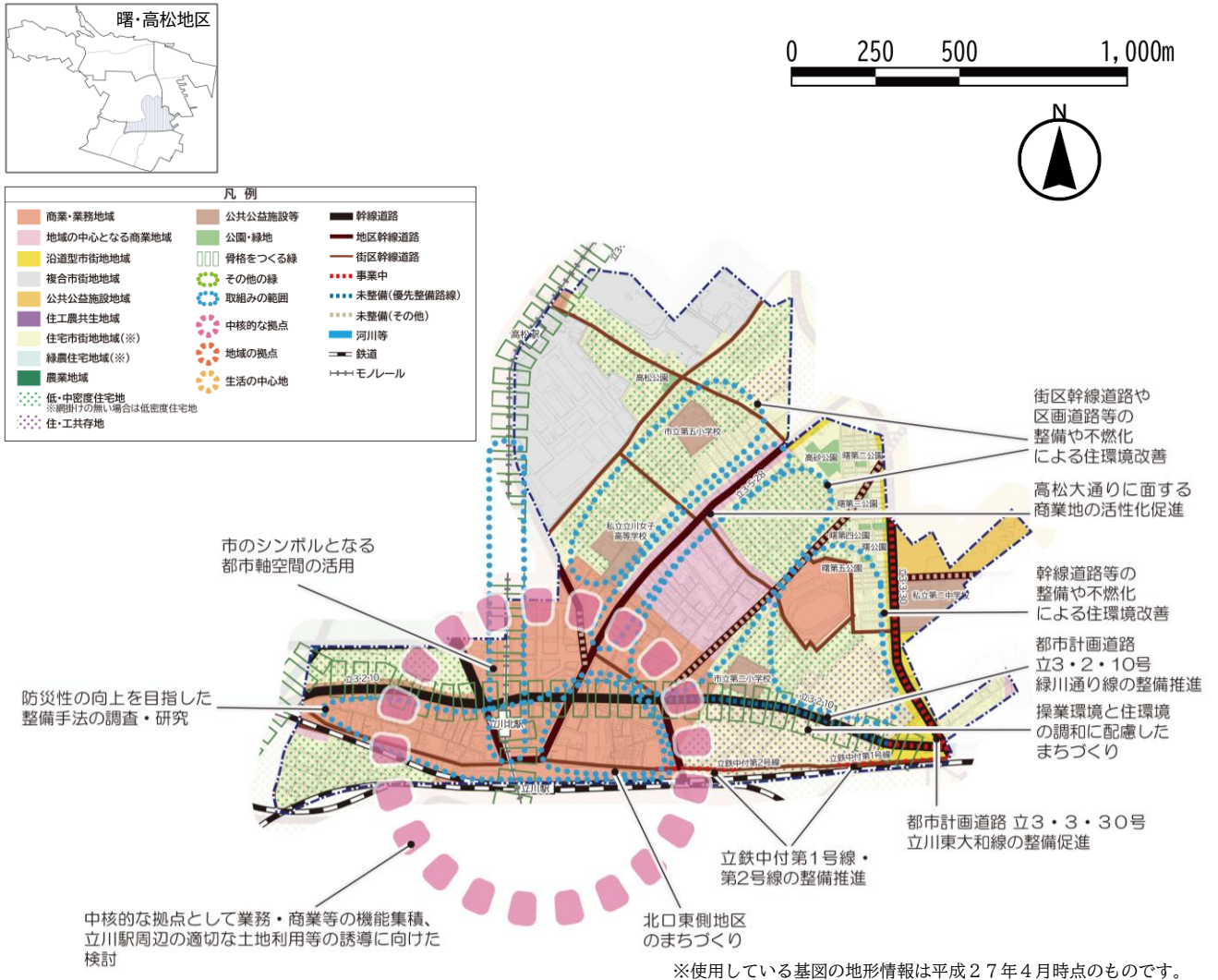
まちづくりの目標

中核的な拠点の一翼を担う JR立川駅北口周辺は、商業機能の充実と、業務機能の強化を図り、広域的な商業・業務拠点を形成します。また、日常生活を支える機能等の集積とともに、周辺の住環境の整備を進め、うるおいのある住宅地の形成を図ります。

主要な取組

- ・ JR立川駅周辺における適切な土地利用等の誘導に向けた検討
- ・ 都市計画道路 立3・3・30号 立川東大和線の整備促進
- ・ 都市計画道路 立3・2・10号 緑川通り線、立鉄中付第1号線・第2号線の整備推進
- ・ 歩行者ネットワークの形成
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ 立川駅北口東側地区のまちづくり
- ・ エリアマネジメントの推進

地区別構想図（曙・高松地区）



泉・緑地区

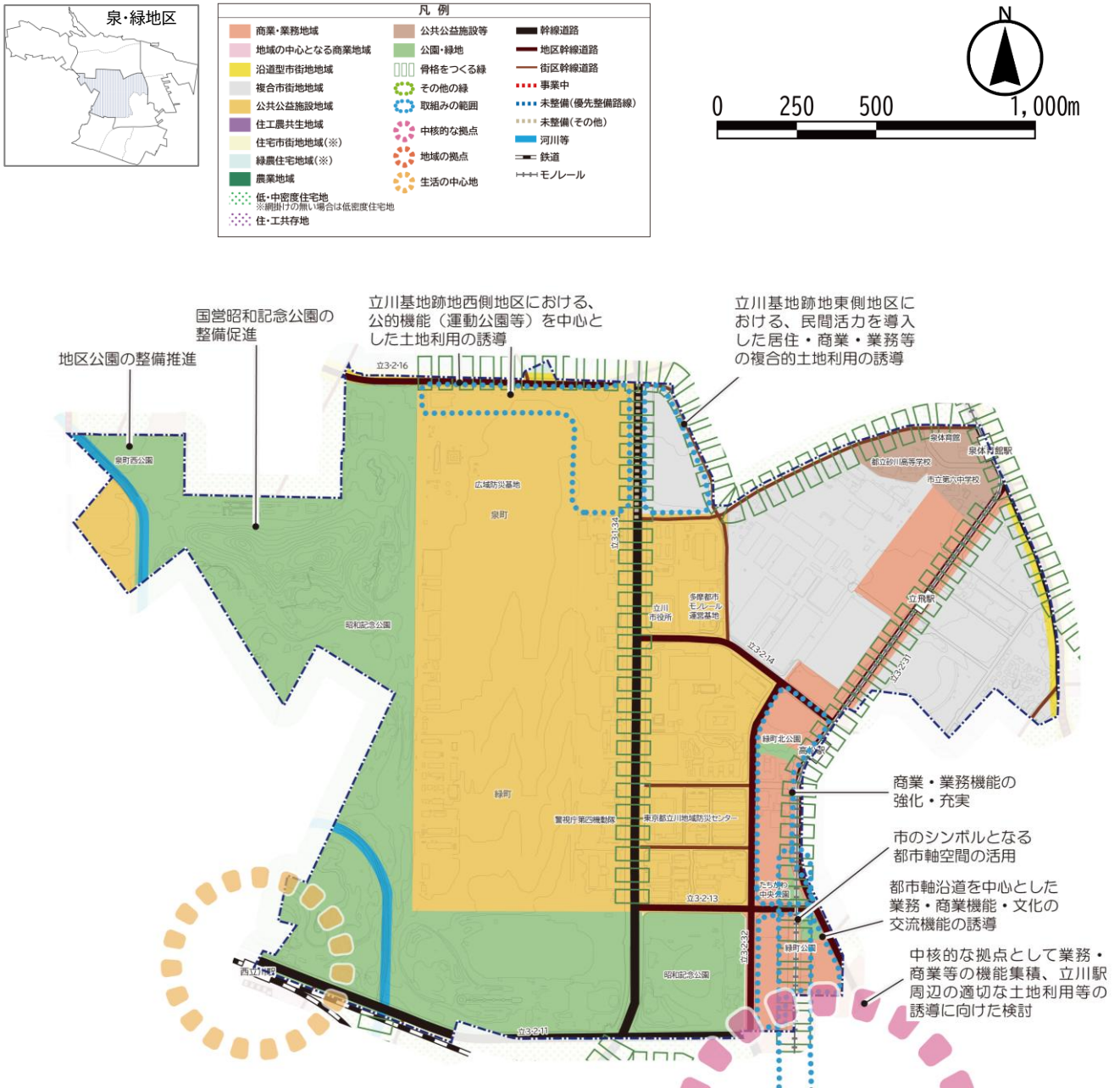
まちづくりの目標

本地区は立川広域防災基地や国営昭和記念公園が立地しており、業務機能・商業機能の強化や文化・交流機能等の導入を図ることにより職住が近接し、良好な景観形成にも配慮した豊かな緑と一体となったまちづくりを進めます。

主要な取組

- ・ JR立川駅周辺における適切な土地利用等の誘導に向けた検討
- ・ 立川基地跡地西側地区、立川基地跡地東側地区のまちづくりの推進
- ・ 運動公園、地区公園の整備推進
- ・ エリアマネジメントの推進

地区別構想図（泉・緑地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

栄地区

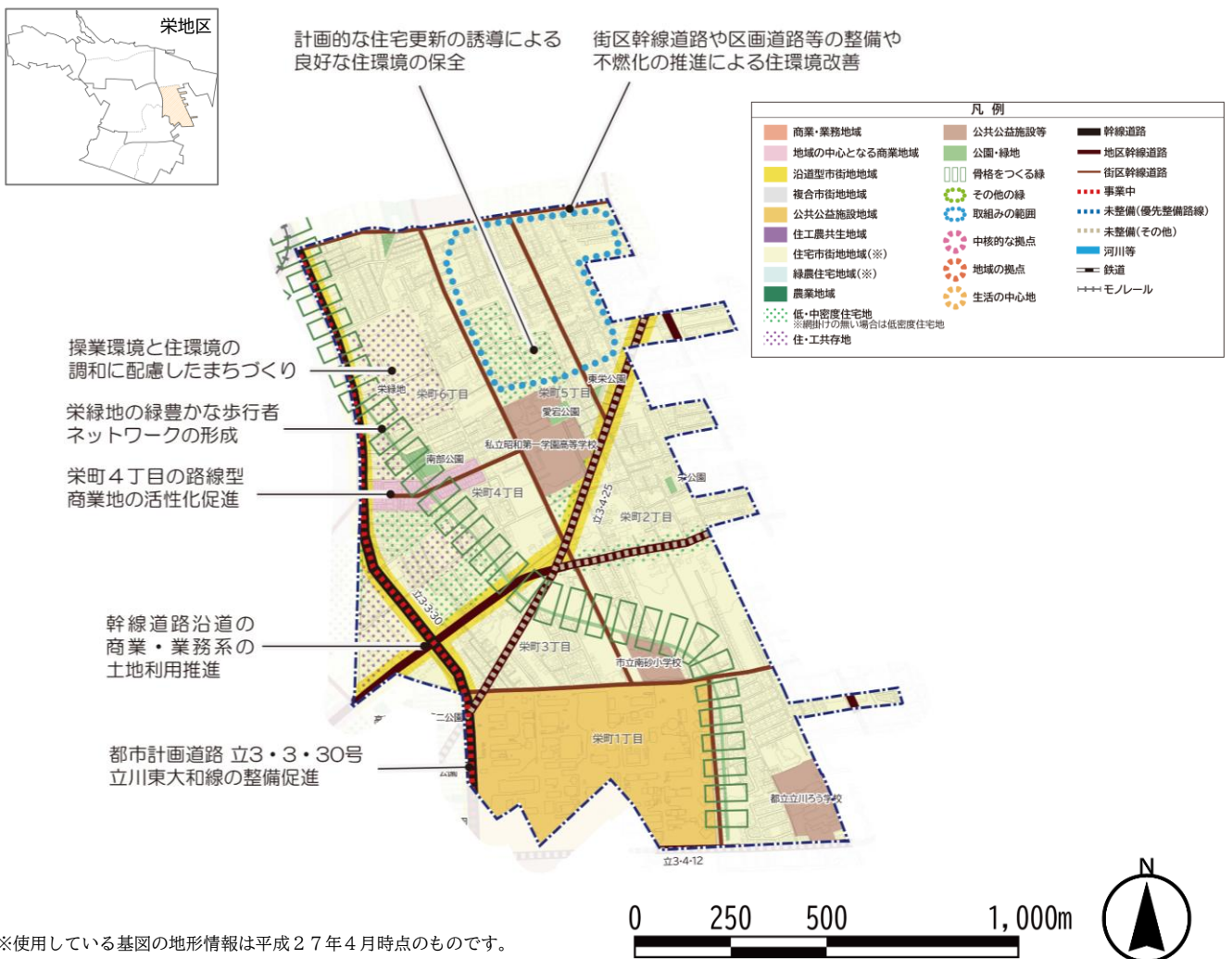
まちづくりの目標

街区幹線道路の整備や公園の整備、水と緑のネットワークの形成により、緑豊かなうるおいあるまちづくりを進めます。

主要な取組

- ・ 地区計画による良好な住環境の保全
- ・ 都市計画道路 立3・3・30号 立川東大和線の整備促進
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ 生産緑地の保全・活用

地区別構想図（栄地区）



若葉・幸地区

まちづくりの目標

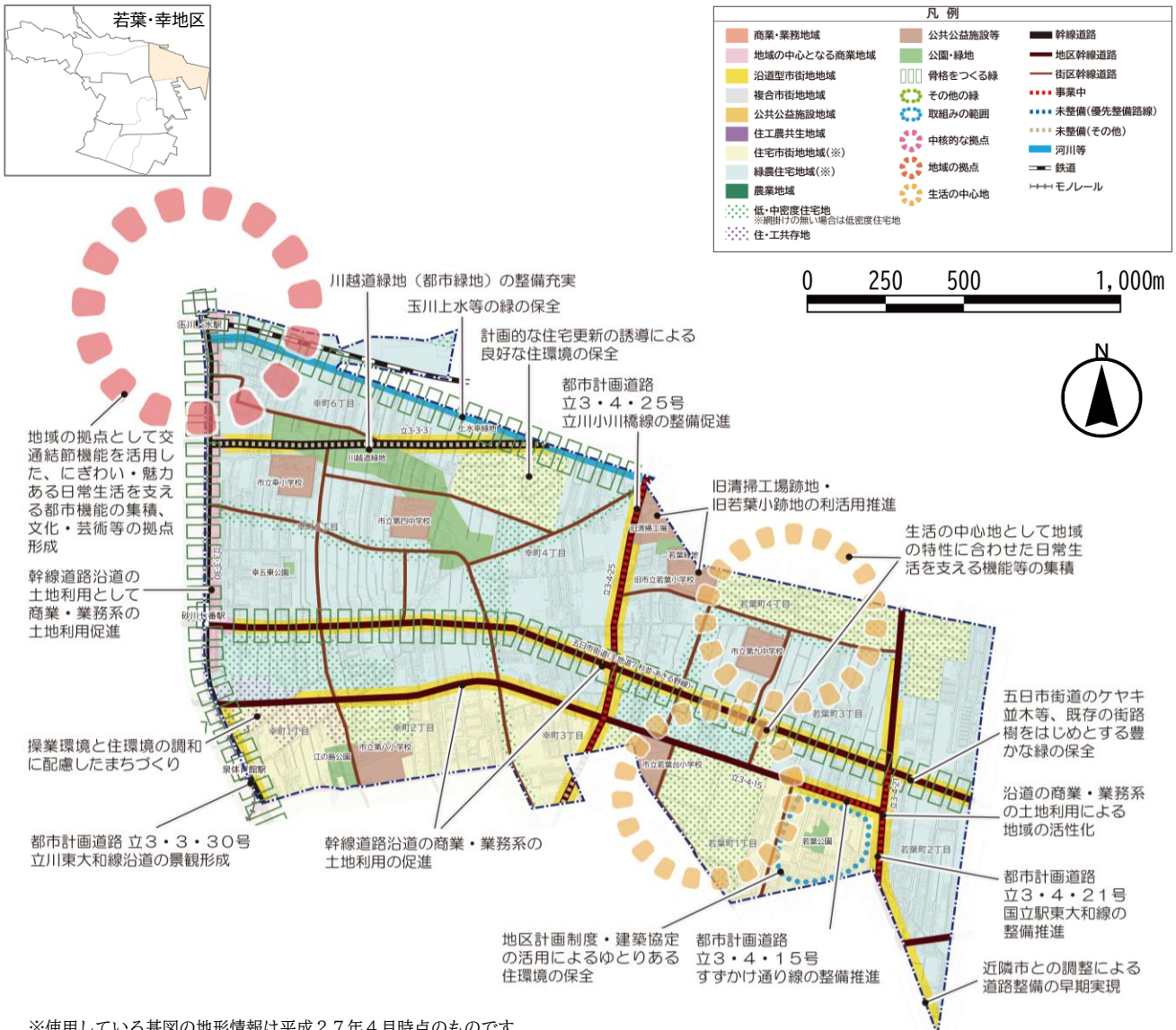
武蔵野の面影を残す豊かな緑を保全しながら、うるおいある住宅地の形成を図ります。

地域の拠点である玉川上水駅を中心としたエリアでは、道路環境の整備など基盤整備を推進し、地域の特性に合わせてぎわいと魅力のある商業空間など、日常生活を支える機能等の集積を進めます。

主要な取組

- ・ 地区計画制度等の活用によるゆとりある住環境の保全・形成
- ・ 玉川上水駅周辺における地域の拠点の形成に向けたビジョンの検討
- ・ 「若葉町まちづくり方針（令和5（2023）年）」に基づく跡地の利活用推進
- ・ けやき台団地の建替えに合わせた地区計画等による生活利便施設等の誘導
- ・ 都市計画道路 立3・4・25号 立川小川橋線の整備促進
- ・ 都市計画道路 立3・4・21号 国立駅東大和線の整備推進
- ・ 都市計画道路 立3・4・15号 すずかけ通り線の整備推進
- ・ 緑の拠点となる川越道緑地の整備充実
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ 生産緑地の保全・活用

地区別構想図（若葉・幸地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

上水南地区

まちづくりの目標

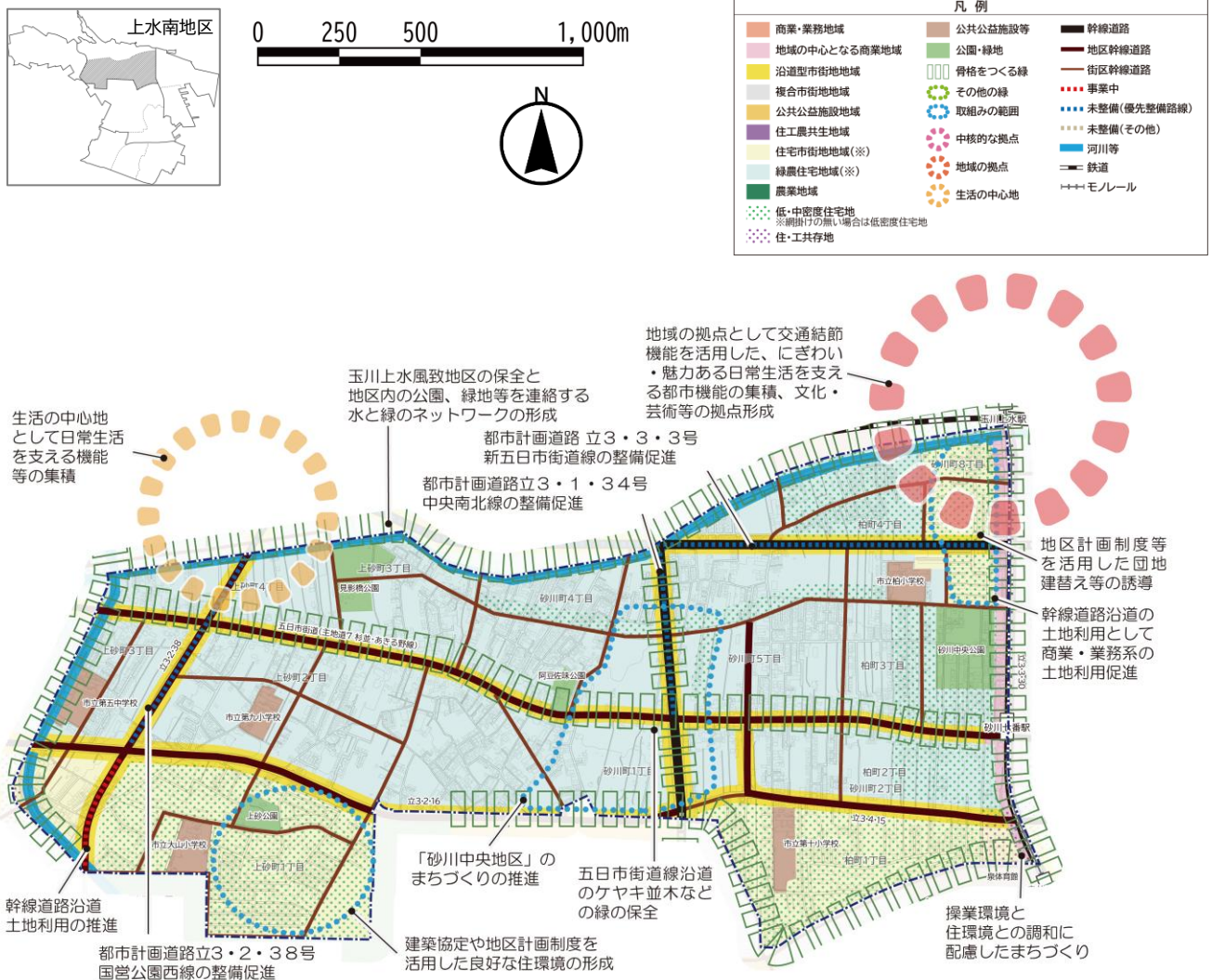
まとまった生産緑地等の豊かな緑を保全しながら、ゆとりのある住環境の整備を進めます。

地域の拠点である玉川上水駅を中心としたエリアでは、道路環境の整備等、基盤整備を推進し、地域の特性に合わせにぎわいと魅力のある商業空間など、日常生活を支える機能等の集積を進めます。

主要な取組

- ・ 柏町団地の建替えに合わせた地区計画等による生活利便施設等の誘導
- ・ 玉川上水駅周辺における地域の拠点の形成に向けたビジョンの検討
- ・ 「砂川中央地区」のまちづくりの推進
- ・ 都市計画道路 立3・1・34号 中央南北線の整備促進
- ・ 都市計画道路 立3・3・3号 新五日市街道線の整備促進
- ・ 都市計画道路 立3・2・38号 国営公園西線の整備促進
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 生産緑地の保全・活用
- ・ 身近な公園の確保と質の向上

地区別構想図（上水南地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

上水北地区

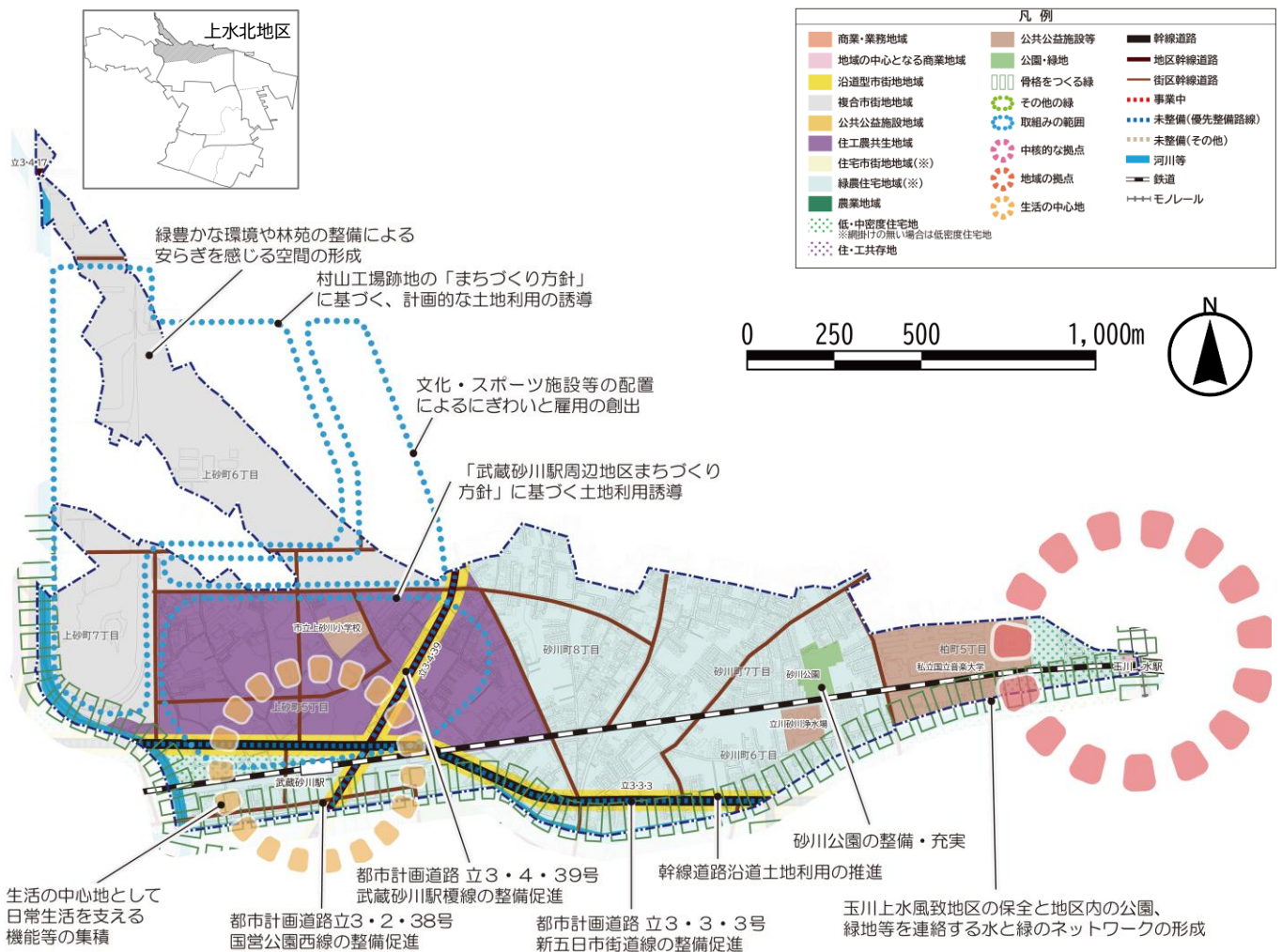
まちづくりの目標

歴史ある玉川上水周辺の自然環境や、まとまった生産緑地を保全しながら、生活の中心地である武蔵砂川駅を中心としたエリアでは、市街地整備や、地域特性に合わせ日常生活を支える機能等の集積を進め、操業環境と住環境との調和等、多様な都市活動に対応できるまちづくりを進めます。

主要な取組

- ・ 村山工場跡地の「まちづくり方針」や「武蔵砂川駅周辺地区まちづくり方針（平成 19（2007）年）」に基づく、計画的な土地利用の誘導
- ・ 都市計画道路 立3・3・3号 新五日市街道線の整備促進
- ・ 都市計画道路 立3・2・38号 国営公園西線の整備促進
- ・ 都市計画道路 立3・4・39号 武蔵砂川駅複線の整備促進
- ・ 「武蔵砂川駅北側地区街区幹線道路整備事業計画書（平成 20（2008）年）」等に基づく道路整備の推進（市道2級25号線、東西街区幹線、南北街区幹線2号、東西道路2号）
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 生産緑地の保全・活用
- ・ 砂川公園の整備推進
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ 多摩川上流処理区域内の空堀川流域・流域下水道雨水幹線の整備要請
- ・ 多摩川上流処理区域内の残堀川流域雨水枝線の整備推進

地区別構想図（上水北地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

一番・西砂地区

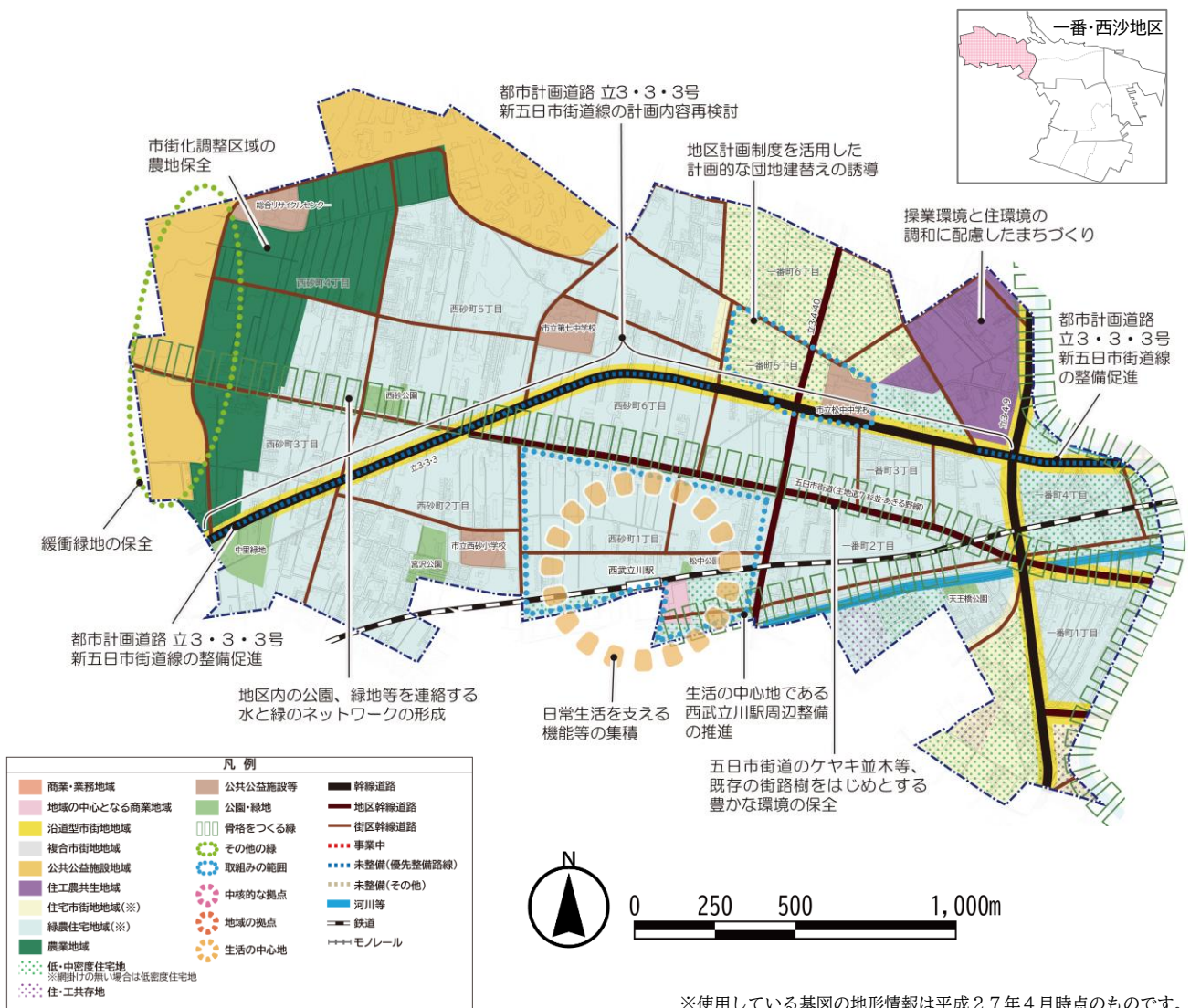
まちづくりの目標

農地等の豊かな緑を保全しながら、生活の中心地である西武立川駅を中心としたエリアでは、周辺整備を行い、地域の特性に合わせ日常生活を支える機能等の集積を進め、利便性の向上を図るとともに、農地景観に調和したゆとりある住宅地の形成を図ります。

主要な取組

- ・ 西武立川駅北口における生活の中心地の形成に向けたビジョンの検討
- ・ 都市計画道路 立3・3・3号 新五日市街道線の整備促進、計画内容再検討
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 生産緑地の保全・活用
- ・ 身近な公園の確保と質の向上
- ・ 多摩川上流処理区域内の残堀川流域雨水枝線の整備推進

地区別構想図（一番・西砂地区）



※使用している基図の地形情報は平成27年4月時点のものです。

第7節 拠点別まちづくり方針

立川駅周辺

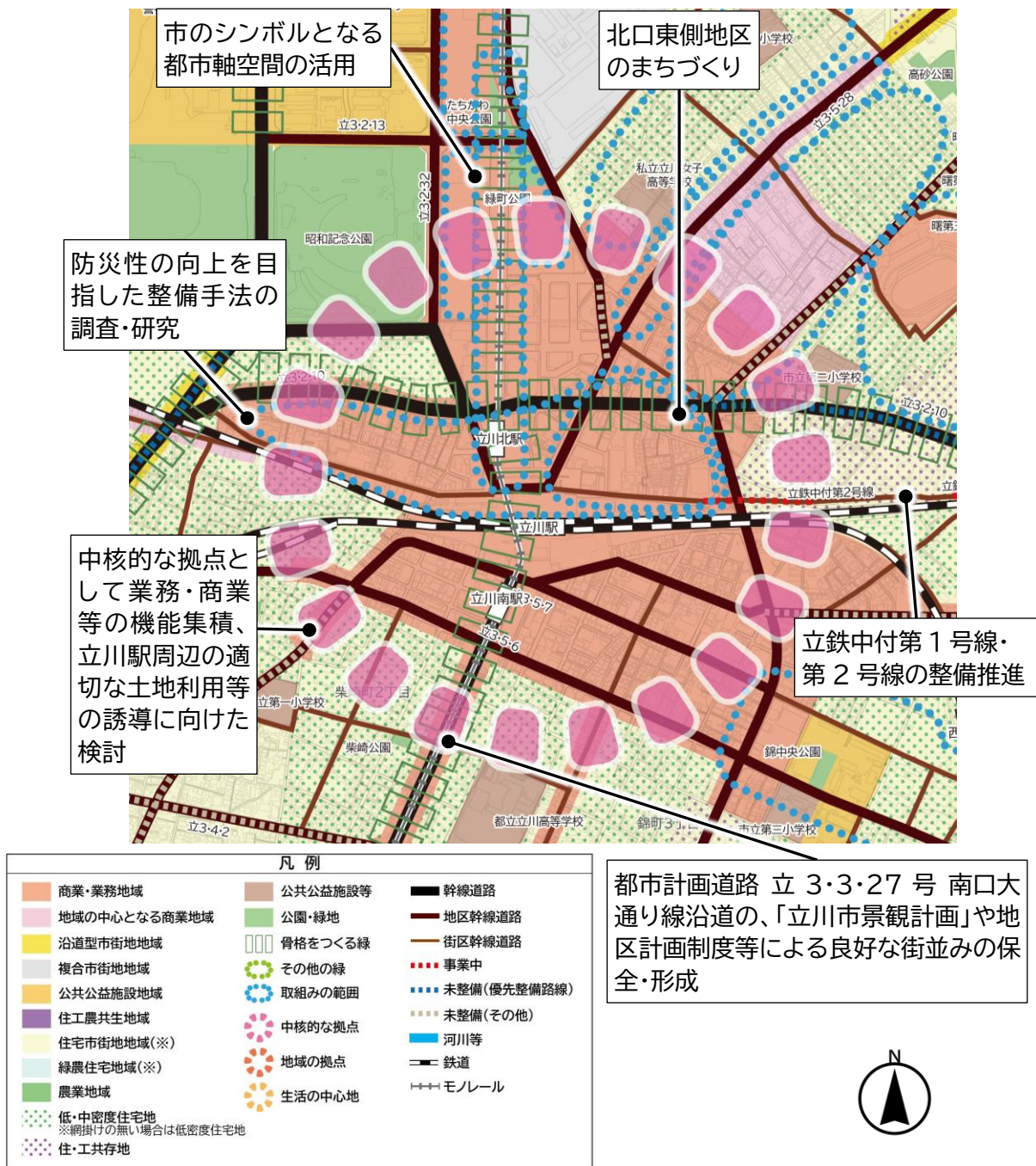
まちづくりの目標

立川駅周辺では、鉄道や多摩都市モノレールなどの優れた交通結節機能を生かし、公共施設が立地するとともに、業務・産業、商業、文化・交流などの多様な機能が高度に集積し、国内外の人々の活発な活動や交流が行われ、イノベーションが生まれ続ける拠点の形成を進めます。

主要な取組

- ・ J R 立川駅周辺における適切な土地利用等の誘導に向けた検討
- ・ 立川駅北口東側地区のまちづくり
- ・ エリアマネジメントの推進
- ・ 立川駅周辺の都市計画道路の整備推進
- ・ 街区幹線道路等の整備推進
- ・ 道路無電柱化の推進

拠点別構想図（立川駅周辺）



玉川上水駅周辺

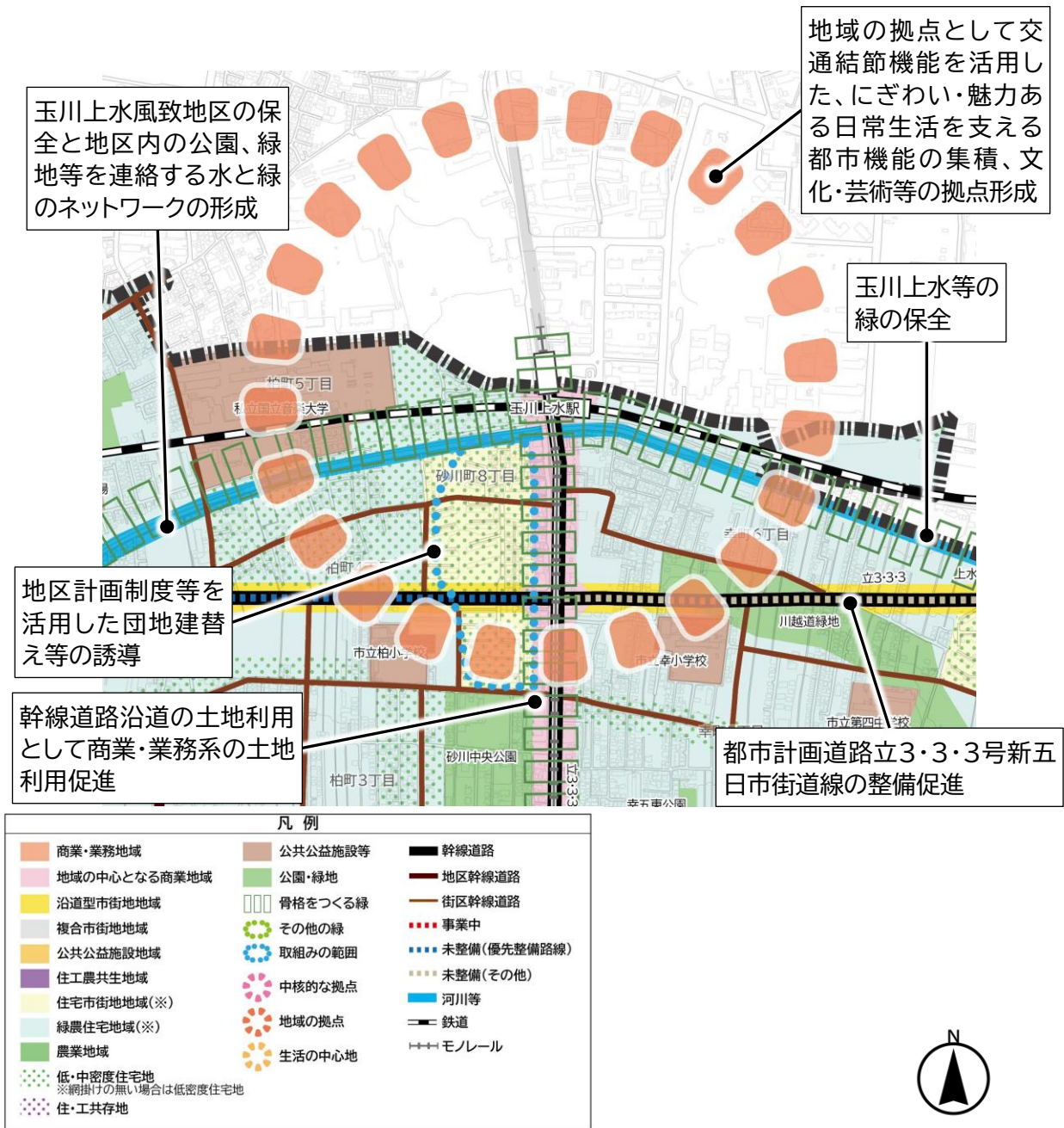
まちづくりの目標

多摩都市モノレールの延伸や都市計画道路の整備など、将来の交通ネットワークの拡充を見据え、交通結節機能を活用した、にぎわいと魅力のある商業空間など日常生活を支える都市機能の集積に加え、文化・芸術等の地域特性を生かした地域の拠点の形成を進めます。また、玉川上水などの保全を図り、みどり豊かな市街地を形成します。

主要な取組

- ・ 玉川上水駅周辺における地域の拠点の形成に向けたビジョンの検討
- ・ 柏町団地の建替えに合わせた地区計画等による誘導
- ・ 都市計画道路 立3・3・3号 新五日市街道線の整備促進
- ・ 街区幹線道路等の整備推進

拠点別構想図（玉川上水駅周辺）



第6章 まちづくりの推進に向けて

第1節 実現に向けての基本的考え方

1. 総合的なまちづくりの推進

(1) まちづくりの展開における視点

- ・ 各地域のまちづくりの推進にあたっては、市全域と、地域からの両方の視点により総合的なまちづくりを推進していくことが必要です。
- ・ 人口減少や少子化、高齢化に対応するためには、環境や交通、防災、福祉、住宅、産業等の様々な分野を超えた、総合的な視点からまちづくりを進めることが重要となります。

(2) 総合的計画体系の確立

- ・ 本計画の推進にあたっては、個別部門計画の充実を図り、相互の連携を強化し、総合的な取組を進めます。
- ・ 本計画の見直しを行う際には、まちづくりに関わる計画の統合や一体的な作成も視野に入れながら、誰もがわかりやすい計画体系を確立していきます。

(3) 都市計画マスタープランの見直し・評価

- ・ 本市の行政評価制度や市民アンケート等を活用した評価・点検と、その結果に応じた本計画の見直しが必要となります。

2. 市民・事業者・市が一体となったまちづくり

(1) 市民・事業者・市の適切な役割分担・協働に基づくまちづくりの推進

- ・ 市民・事業者・市が適切な役割分担を行い相互の協力と協働による取組を基本とします。

(2) まちづくりに関する情報の公開

- ・ 市は、まちづくりの課題や意義、まちづくりの手法、市民や事業者によるまちづくりを支援するしくみ等のまちづくりに関する情報を公開・提供します。

(3) 多様化するまちづくり手法の構築・活用

- ・ 市民・事業者・市が一体となったまちづくりを推進するしくみを構築し、まちづくりに関する市民参加や地域が主体となって行う活動を支援します。
- ・ 本計画の実現にあたっては、事業者による開発事業との調整が必要となることから、大規模開発事業等の展開や地域社会の変化に対応した新しいまちづくりのしくみを構築します。
- ・ まちづくり関係団体や民間事業者と連携し、エリアマネジメント等のまちの価値を維持・向上につながる取組を推進していきます。

(4) 関係機関との連携

- ・ 関係行政機関や民間企業、隣接市との積極的な協議・調整を図ります。

3. 重点的・効果的な計画の推進

(1) 重点的・戦略的なまちづくり事業の展開

- ・ 行政評価の運用や費用対効果の分析により事業の優先順位を定め、「立川市第5次長期総合計画（令和7（2025）年）」及び個別計画にもとづき、重点的・戦略的なまちづくり事業を展開します。

(2) ライフサイクルコストを考慮した効率的・効果的な事業の推進

- ・ 事業の推進にあたっては、国・東京都の補助金・交付金制度等の積極的な活用を図ります。
- ・ ライフサイクルコストの最適化等の取組を行い、効率的・効果的な事業の推進を図ります。



立川市

Tachikawa City

立川市都市計画マスタープラン(概要版)

令和8(2026)年3月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111(代表)

FAX 042-522-9725

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp>

編集 都市整備部都市計画課